

第7回浦河町教育委員会会議（定例会）議案

日 時 令和4年6月27日(月)
午後3時00分より
場 所 大会議室

1 会議録署名委員指名の件

2 行政報告

別 紙

3 議 案

議案第17号 修学旅行の引率業務に従事する浦河町立学校職員の勤務時間の割振り等
に関する要領の一部を改正する訓令制定の件

議案第18号 浦河町立図書館協議会委員の委嘱について

4 報 告

○令和4年度ほっかいどうチャレンジテストについて

○浦河町青少年問題協議会委員の委嘱について

教育行政報告

自：令和4年5月26日

浦河町教育委員会

至：令和4年6月27日

月	日	事項
5	30	北海道第11地区教科用図書採択教育委員会協議会（オンライン開催） 浦河町スポーツ協会総会（於：文化会館）
	11～31	こどもの読書週間事業 館内展「CAPってなーに？」（於：図書館）
	4～5	B・Bみらい大志浦河町ツアー 31名参加（於：町内各所）
6	5	浦河町立郷土博物館体験講座「蹄鉄を使った工作 時計づくり」10名参加 （於：乗馬公園）
	8	浦河町中学校主張大会（於：浦河第二中学校）
	14	町内校長会議（於：生涯学習センター）
	19	読書推進事業「朗読の時間～大人のための朗読会～」15名参加（於：文化会館）
	20	日高管内コンプライアンス確立会議（オンライン開催）
	21～22	浦河町議会（於：役場）
	26	夏季町民乗馬大会（於：JRA日高育成牧場）

行 事 予 定

6月			
28	火	蔵書点検のため図書館臨時休館（～7/1）	図書館
		自治会長会議	13:30 文化会館
29	水	町内教頭会議	9:00 生涯学習センター
		第1回社会教育委員会議	18:30 文化会館
30	木		
7月			
1	金		
2	土	2022スポーツ王国北海道（浦河町）スポーツチャレンジ教室 陸上教室・講習会	14:00 総合グラウンド 文化会館
3	日		
4	月	第1回浦河町小中高連携協議会	15:30 役場
5	火	就学説明会（10時～・19時～）	文化会館
		第1回浦河町通学路交通安全推進会議	13:30 役場
6	水	第2回日高管内教育委員会教育長会議	13:30 合同庁舎
7	木		
8	金	館内展「アコロコタン原画展」～7/14	10:00 図書館
9	土		
10	日	チルドレン・ミュージアム講座「まが玉づくり」	13:30 文化会館
		第26回参議院議員通常選挙	7-20 22投票所
11	月		
12	火	就学説明会（10時～・19時～）	文化会館
13	水	第1回図書館協議会	14:00 図書館
14	木		
15	金	第57回北海道市町村教育委員会研修会	9:40 札幌市
16	土		
17	日	読書推進事業「朗読の時間～大人のための朗読会～」	13:30 文化会館
18	月		
19	火	町内校長会議	9:00 生涯学習センター
20	水	あかちゃん絵本ひろば	11:00 図書館
21	木		
22	金		
23	土		
24	日	自然体験事業「アドベンチャーINうらら湖」	9:30 うらら湖
		チルドレン・ミュージアム講座「化石探索」	13:30 文化会館
25	月		
26	火		
27	水		
28	木	夏の星空観察会	20:00 JRA日高育成牧場
29	金		
30	土		
31	日		

議案第17号

修学旅行の引率業務に従事する浦河町立学校職員の勤務時間の割振り等
に関する要領の一部を改正する訓令制定の件

修学旅行の引率業務に従事する浦河町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する
要領の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年6月27日提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩 嗣

修学旅行の引率業務に従事する浦河町立学校職員の勤務時間の割振り等
に関する要領の一部を改正する訓令

修学旅行の引率業務に従事する浦河町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領（平成24年5月28日教育長決定）の一部を次のように改正する。

題名中「引率業務」の次に「等」を加える。

第1中「第12条」を「第14条」に改め、「引率業務」の次に「等」を加える。

第2第4項を次のように改める。

- 4 この要領において、「事前準備業務」とは、「文化祭(学校祭)等」、「体育祭(運動会)等」、「入学式・卒業式等」又は「対外運動競技等の当番校」の実施日前2週間以内において、当該行事の実施に関わって児童又は生徒が行う練習や準備の指導、監督業務のほか、会場設営や大道具・小道具等の準備などの業務で、かつ、あらかじめ予定して行う業務をいう。

第2に次の5項を加える。

- 1 2 この要領において、「児童生徒の引率業務」とは、自校の教育活動として、児童又は生徒を引率する業務のうち、本要領における「修学旅行の引率業務」及び「現場実習の引率業務」を除く業務をいう。
- 1 3 この要領において、「入学式・卒業式等の業務」とは、文部科学省が公示する学習指導要領に規定する儀式的行事と位置付けて行う行事の実施日に行う業務をいう。
- 1 4 この要領において、「対外運動競技等の当番校業務」とは、北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例第12条第1項第3号に規定する「人事委員会が定める対外運動競技等」のうち、自校の児童生徒が参加する対外運動競技等について、自校が当番校となり、対外運動競技等の実施日に行う当番校業務をいう。
- 1 5 この要領において、「校外での実習・学習活動に関する打合せ等業務」とは、自校の教育計画に位置付けている児童生徒が行う校外での実習・学習活動に関し、あらかじめ予定して、職員以外の者と打合せなどを行う業務をいう。
- 1 6 この要領において、「進路指導に関する業務」とは、入学者選抜のために提出する自校の児童生徒の調査書・推薦書等の出願書類、就職に係る推薦及び選考のために提出する自校の卒業予定者の調査書等の応募書類を作成する業務及び入

学者選抜や就職のために実施する児童生徒の面接指導の業務で、あらかじめ予定して行う業務をいう。

第3第1項を次のように改める。

この要領の規定は、浦河町立学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）に適用する。

第3第2項第4号を次のように改める。

- (4) 文化祭(学校祭)等、体育祭(運動会)等、入学式・卒業式等又は対外運動競技等の当番校の事前準備業務

第3第2項に次の5号を加える。

- (12) 児童生徒の引率業務
(13) 入学式・卒業式等の業務
(14) 対外運動競技等の当番校業務
(15) 校外での実習・学習活動に関する打合せ等業務
(16) 進路指導に関する業務

第4第1項中「引率業務」の次に「等」を加える。

別紙様式1を次のように改める。

修学旅行の引率業務等に従事する職員に係る勤務時間割振り簿

割振りを行う4週の期間		年 月 日 () から 年 月 日 () まで		職名	氏名		勤務時間の割振り該当日	勤務時間	休憩時間		勤務時間数	勤務時間数増減	対象業務	備考
年 月 日 ()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
年 月 日 ()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
年 月 日 ()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
年 月 日 ()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
年 月 日 ()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
年 月 日 ()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
年 月 日 ()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
年 月 日 ()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
年 月 日 ()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
年 月 日 ()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
年 月 日 ()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
年 月 日 ()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
年 月 日 ()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
年 月 日 ()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
年 月 日 ()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
年 月 日 ()	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		

記載上の注意

- 1 「修学旅行の引率業務等に従事する職員に係る勤務時間一覧表」(別記様式2)を作成し、この様式に添付して保管・保存すること。ただし、要領第4の3ただし書きのとおり校長が判断した場合は、別記様式2の作成を省略することができる。
- 2 「割振りを行う4週の期間」の欄には、要領第4の1の規定により定めた4週の期間を記入すること。
- 3 「勤務時間の割振り該当日」の欄には、要領第4の1の規定により定めた4週の期間内において、通常割り振られている勤務時間と異なる勤務時間の割振りを行う日を記入すること。
- 4 「勤務時間」、「休憩時間」、「勤務時間数」及び「勤務時間数増減」の欄には、それぞれの日に割り振られた勤務時間、休憩時間、勤務時間数及び通常割り振られている勤務時間との増減を記入すること。
- 5 「対象業務」の欄には、要領第3の2(1)~(16)の該当する業務番号を選択し、記入すること。
- 6 「備考」の欄には、「勤務不要」、「割振無し」の場合にその旨記載すること。また、週休日の振替を行った場合は、振替先の月日を記入すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(説 明)

「修学旅行の引率業務等に従事する道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領」の一部が改正されたことに伴う所要の改正及び文言の整理を行うものです。

1 題名、第1の改正

- (1) 道立学校の要領と合わせた題名の文言整理
- (2) 引用条文の改正

2 第2の改正

- (1) 対象業務定義規定の追加（第4項）
- (2) 対象業務の定義規定の追加（第12項～第16項）

3 第3の改正

- (1) 対象職員の定義規定の文言整理（第1項）
- (2) 対象業務の追加（第2項）

4 第4の改正

- (1) 道立学校の要領と合わせた文言整理

5 別記様式1の改正

- (1) 校長印の押印廃止
- (2) 注意事項における要領の本改正に伴う引用条項の改正

修学旅行の引率業務に従事する浦河町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領（平成24年5月28日教育長決定）の一部を改正する訓令新旧対照表

改正案	現 行
<p>修学旅行の引率業務等に従事する浦河町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領</p> <p>第1 趣旨</p> <p>この要領は、浦河町立学校管理規則(昭和45年7月15日教育委員会規則第2号)第14条の規定に基づき、修学旅行の引率業務等に従事する浦河町立学校の職員に対し校長が行う勤務時間の割振り等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 定義</p> <p>1～3 略</p> <p>4 この要領において、「事前準備業務」とは、「文化祭(学校祭)等」、「体育祭(運動会)等」、「入学式・卒業式等」又は「対外運動競技等の当番校」の実施日前2週間以内において、当該行事の実施に関わって児童又は生徒が行う練習や準備の指導、監督業務のほか、会場設営や大道具・小道具等の準備などの業務で、かつ、あらかじめ予定して行う業務をいう。</p> <p>5～11 略</p> <p>12 この要領において、「児童生徒の引率業務」とは、自校の教育活動として、児童又は生徒を引率する業務のうち、本要領における「修学旅行の引率業務」及び「現場実習の引率業務」を除く業務をいう。</p> <p>13 この要領において、「入学式・卒業式等の業務」とは、文部科学省が公示する学習指導要領に規定する儀式的行事と位置付けて行う行事の実施日に行う業務をいう。</p> <p>14 この要領において、「対外運動競技等の当番校業務」とは、北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例第12条第1項第3号に規定する「人事委員会が定める対外運動競技等」のうち、自校の児童生徒が参加する対外運動競技等について、自校が当番校となり、対外運動競技等の実施日に行う</p>	<p>修学旅行の引率業務__に従事する浦河町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領</p> <p>第1 趣旨</p> <p>この要領は、浦河町立学校管理規則(昭和45年7月15日教育委員会規則第2号)第12条の規定に基づき、修学旅行の引率業務__に従事する浦河町立学校の職員に対し校長が行う勤務時間の割振り等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 定義</p> <p>1～3 略</p> <p>4 この要領において、「事前準備業務」とは、「文化祭(学校祭)等」又は「体育祭(運動会)等」の実施日前1週間以内において、当該行事の実施に関わって児童又は生徒が行う練習や準備の指導、監督業務のほか、会場設営や大道具・小道具等の準備などの業務で、かつ、あらかじめ予定して行う業務をいう。</p> <p>5～11 略</p> <p>12 (新設)</p> <p>13 (新設)</p> <p>14 (新設)</p>

改正案	現 行
<p><u>当番校業務をいう。</u></p> <p><u>1 5 この要領において、「校外での実習・学習活動に関する打合せ等業務」とは、自校の教育計画に位置付けている児童生徒が行う校外での実習・学習活動に関し、あらかじめ予定して、職員以外の者と打合せなどを行う業務をいう。</u></p> <p><u>1 6 この要領において、「進路指導に関する業務」とは、入学者選抜のために提出する自校の児童生徒の調査書・推薦書等の出願書類、就職に係る推薦及び選考のために提出する自校の卒業予定者の調査書等の応募書類を作成する業務及び入学者選抜や就職のために実施する児童生徒の面接指導の業務で、あらかじめ予定して行う業務をいう。</u></p>	<p><u>1 5 (新設)</u></p> <p><u>1 6 (新設)</u></p>
<p>第3 対象職員及び対象業務</p> <p>1 対象職員</p> <p><u>この要領の規定は、浦河町立学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）に適用する。</u></p> <p>2 対象業務（この要領において、「修学旅行の引率業務等」という。）</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p><u>(4) 文化祭(学校祭)等、体育祭(運動会)等、入学式・卒業式等又は対外運動競技等の当番校の事前準備業務</u></p> <p>(5) ～ (11) 略</p> <p><u>(12) 児童生徒の引率業務</u></p> <p><u>(13) 入学式・卒業式等の業務</u></p> <p><u>(14) 対外運動競技等の当番校業務</u></p> <p><u>(15) 校外での実習・学習活動に関する打合せ等業務</u></p> <p><u>(16) 進路指導に関する業務</u></p>	<p>第3 対象職員及び対象業務</p> <p>1 対象職員</p> <p><u>この要領の規定は、修学旅行の引率業務に従事する浦河町立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員に適用する。</u></p> <p>2 対象業務（この要領において、「修学旅行の引率業務等」という。）</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p><u>(4) 文化祭(学校祭)等又は体育祭(運動会)等の事前準備業務</u></p> <p>(5) ～ (11) 略</p> <p><u>(12) (新設)</u></p> <p><u>(13) (新設)</u></p> <p><u>(14) (新設)</u></p> <p><u>(15) (新設)</u></p> <p><u>(16) (新設)</u></p>

議案第18号

浦河町立図書館協議会委員の委嘱について

浦河町立図書館条例（昭和44年条例第21号）第5条第1項の規定に基づき浦河町立図書館協議会委員に下記の者を委嘱するものとする。

令和4年6月27日提出

浦河町教育委員会教育長 浅野浩嗣



記

浦河町立図書館協議会委員 別紙のとおり

